

知北平和公園組合予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

知北平和公園組合管理者 花 田 勝 重

知北平和公園組合規則第2号

知北平和公園組合予算決算会計規則の一部を改正する規則

知北平和公園組合予算決算会計規則（平成18年知北平和公園組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第62条を次のように改める。

（繰替払）

第62条 令第164第1号から第4号までに規定する経費のほか、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が行う同項に規定する納付事務に係る手数料の支払については、当該納付事務に係る歳入の収入金を繰り替えて使用することができる。

第62条の次に次の1条を加える。

（繰替払の整理）

第62条の2 会計管理者又は指定金融機関等は、繰替払をするときは、領収書その他領収の証拠となる書類と引換えに支払をしなければならない。

2 会計管理者は、繰替払をしたときは、直ちに所長に通知しなければならない

3 所長は、前項の規定による通知を受けたときは、第51条第1項の規定にかかわらず、公金振替調書を作成し、管理者の決裁を経て会計管理者に送付しなければならない。

4 会計管理者は、繰替払の整理をしようとするときは、指定金融機関に通知しなければならない。

第73条の次に次の1条を加える。

(繰替払)

第73条の2 指定金融機関等は、繰替払をしたときは、繰替払報告書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。

第101条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第102条を次のように改める。

第102条 削除

第103条の見出し中「徴収又は収納を委託した私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条中「私人に徴収又は収納を委託した」を「法第243条の2第1項の規定による歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の収納に関する事務の委託をした」に、「委託に係る歳入及び委託の内容」を「当該委託をした事務の内容及び当該事務に係る歳入等」に、「当該私人」を「指定公金事務取扱者（法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいい、歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。以下同じ。）」に改める。

第104条中「徴収又は収納の委託を受けた者は、」を「指定公金事務取扱者は、その」に、「歳入を速やかに納付書若しくは現金払込書により、」を「歳入等を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録して電磁的記録を含む。）を添えて、速やかに」改める。

第105条及び第106条を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に徴収又は収納の委託を受けた者が行う歳入の払込みについては、なお従前の例による。